



運営基準減算について

名古屋市
介護保険課



運営基準減算

別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の**100分の50**に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が**2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。**

居宅介護支援費を算定しない場合、初回加算や退院・退所加算など、その他の加算も算定することはできません。

※厚生労働大臣が定める基準

→居宅介護支援基準省令第4条第2項並びに第13条第7号、第9号から第11号まで、第14号及び第15号（これらの規定を同条第16号において準用する場合を含む）で定められた介護支援専門員が行うべき業務を行っていない場合



I 文章を交付して説明を行っていない場合

基準省令第4条第2項関係

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、

- ① 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ② 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること

について理解が得られるよう、**文書の交付**に加えて**口頭での説明**を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から**署名**を得なければならない。



Ⅱ 居宅サービス計画の新規作成及びその変更時に下記の場合

基準省令第13条第7号、第9号から第11号関係

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない
- ② サービス担当者会議の開催等を行っていない（やむを得ない場合を除く）
- ③ 居宅サービス計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない



①利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない

居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

アセスメントは、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き、必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。

※アセスメントの結果については記録を残すこと。



② サービス担当者会議の開催等を行っていない (やむを得ない場合を除く)

サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。



やむを得ない理由がある場合とは...

- サービス担当者会議の開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合
- 居宅サービス計画の「軽微な変更」に該当する場合
- 利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師等の意見を勘案して必要と認める場合

※末期の悪性腫瘍の利用者について必要と認める場合とは、主治の医師等が日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると判断した時点以降において、主事の医師等の助言を得た上で、介護支援専門員がサービス担当者に対する照会等により意見を求めることが必要と判断した場合が想定されます。

※「主治の医師等」は、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されません。



「軽微な変更」とは...

サービス提供の曜日変更	利用者の体調不良や家族の都合等の臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合
サービス提供の回数変更	同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合
利用者の住所変更	利用者の住所変更
事業所の名称変更	単なる事業所の名称変更
目標期間の延長	単なる目標設定期間の延長を行う場合（ケアプラン上の目標設定（課題や期間）を変更する必要がなく、単に目標設定期間を延長する場合など）

なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準第13条第3号から第11号までに規定されたケアプラン作成にあたっての連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。



「軽微な変更」とは...

福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更
目標もサービスも変わらない単なる事業所変更	目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更
目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	第一表の総合的な援助の方針や第二表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合
担当介護支援専門員の変更	契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更（ただし、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者とは面識を有していること）のような場合

なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準第13条第3号から第11号までに規定されたケアプラン作成にあたっての一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。

ケアプラン作成・変更時

③居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない

居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

居宅サービス計画を作成した際には、遅滞なく利用者および担当者に交付しなければならない。



Ⅲ モニタリングについて下記の場合

基準省令第13条第14号関係

- ① 1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない
(特段の事情がある場合を除く)
- ② モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上
継続する (特段の事情がある場合を除く)



モニタリング

- ① 1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない
- ② モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する

居宅サービス計画の作成後、利用者についての継続的なアセスメントを含む居宅サービス計画の実施状況の把握(=モニタリング)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、下記のとおり行わなければならない。

- イ 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者
- ロ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。



特段の事情とは

利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない（その具体的な内容を記録しておくことが必要）

【具体的な例】

- ① 利用者が緊急入院をしたため、居宅で面接ができなかった場合
- ② 利用者1ヶ月を超えてショートステイを利用している為に居宅での面談ができなかった場合
- ③ 利用者が月途中で死亡した場合
- ④ 災害等の被害により、利用者が居宅を離れたため、居宅で面接ができなかった場合



IV 下記の状況でサービス担当者会議を実施していない場合

基準省令第13条第9号、第15号関係

- ① 居宅サービス計画を新規に作成または変更したとき
- ② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けたとき
- ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けたとき

※サービス担当者会議の要点または担当者への照会内容については記録に残すこと



①居宅サービス計画を新規に作成または変更したとき

新規で介護サービスを利用する際だけではなく、軽微な変更に該当しない変更（目標の変更、サービス種別の変更・追加、利用回数の著しい変更など）が該当。



サービス担当者会議未実施

- ②要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けたとき
- ③要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けたとき

次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。

- イ 利用者が要介護更新認定を受けた場合。
- ロ 利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合。

※利用者の状態に変化があったから区変申請する

=ケアプランの変更が必要 →**その場合はサ担会が必要**



ご視聴ありがとうございました。